

## 中富良野町奨学資金貸付基準

(目的)

1. 中富良野町奨学資金貸付条例及び規則（以下「条例等」という。）に定めるもののほか、貸付の適否にあたり必要な判断の目安として一定の基準を定める。

(学力、収入・所得の基準)

2. 奨学資金貸付条例施行規則第4条第1項の教育委員会が定める基準のうち学力に関する基準は下記によるものとし、収入・所得については、申請時において徴収可能な証明書等に基づき、高等学校及び高等専門学校にあっては、財団法人北海道高等学校奨学会の定める算定方法、その他の学校にあっては、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「支援機構」という。）の定める第一種奨学金の算定方法により算定した額が、それぞれの定める収入基準額以下であることとする。

区 分	学 力 に 関 す る 基 準
高等学校 高等専門学校	中学校のいずれかの学年において、全履修科目又は主要5教科の成績の平均が3.5以上であること。 高等学校等に在学中の者が新たに申請する場合は、貸付開始年度前の3ヶ年間のいずれかの学年において全履修科目又は主要5教科の成績の平均が3.5以上であること。
専修学校 大 学 そ の 他	高等学校のいずれかの学年において、全履修科目又は主要5教科の成績の平均が3.5以上であること。ただし、家計支持者が住民税等非課税の人は学力に関する基準は適用しない。 大学3年次以降分として新たに申請する場合は、大学1年次または2年次の成績が所属学部（科）の上位3分の1以内であること。ただし、基準に達しない場合は、支援機構の定める学力特例の要件を満たしていること。
大学院	大学院への進学が決定し、または在学している者であること。

(他の貸付制度との関連)

3. 大学等において学資金の貸付を受けようとする者のうち、支援機構の定める第一種奨学金の申請要件を満たす者については、当該奨学金への申請をしている者に限り学資金貸付の申請を認めるものとする。

(貸付の適否)

4. 貸付の適否判断にあっては、第2号に定める基準のほか、当該世帯の現況など、個々の事情も勘案のうえ、適否の判断を行うものとする。

この基準は、平成29年年度申請分から適用する。